

島根海区漁業調整委員会指示第1号

(総トン数5トン未満の船舶を使用するいか釣り漁業の集魚灯)

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、島根海区海面における総トン数5トン未満の船舶を使用するいか釣り漁業の集魚灯について、次のとおり指示する。

平成14年7月31日

島根海区漁業調整委員会会長 伊藤 裕

1 集魚灯の消費電力の制限

島根・山口両県界(以下「県界」という。)から真方位0度の線、県界から真方位315度の線及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和36年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項の1のロからチに掲げる操業禁止区域線によって囲まれた海域における集魚灯の消費電力の許容限度は次のとおりとする。

(1) 県界から10海里以内の海域においては、周年10キロワット以下とする。

(2) 県界から真方位315度の線と同線の北東3海里に同線と平行に引いた線との両線間における海域((1)の海域を除く。)においては、周年10キロワット以下とする。

(3) ア及びイの海域においては、毎年4月15日から11月14日までにあつては10キロワット以下、その他の期間にあつては36キロワット以下とする。

ア 県界から真方位315度の線の北東3海里に同線と平行に引いた線と山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合20海里の線により囲まれた海域。

イ 県界から真方位315度の線の北東3海里に同線と平行に引いた線、県界から真方位337.5度の線、県界から10海里の線及び県界から15海里の線により囲まれた海域。(アの海域を除く。)

(4) 県界から真方位337.5度の線以西の海域のうち、(1)、(2)及び(3)以外の海域においては、周年36キロワット以下とする。

2 集魚灯の数の制限

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和36年農林省令第5号)別表第2いか釣り漁業の項の1のロからチに掲げる操業禁止区域においては、18灯を超える集魚灯を使用してはならない。

附 則

1 この指示は平成14年8月1日から施行する。

2 平成12年島根海区漁業調整委員会指示第1号は廃止する。